

利用者保護に関する報告規則の概要

	報告事項		対象事業者・役務	報告時期
	サービスに関する事項	事業者に関する事項		
苦情・相談 関係	<ul style="list-style-type: none"> ➤ サービス名 ※利用者に対し表示している固有の名称 ➤ サービスのウェブサイトアドレス (電気通信事業報告規則第4条の6第1項) 	事業者名 法人番号 電話番号 電子メールアドレス	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 説明義務対象の役務のうち、 ➤ 役務種類^(※1)ごとの契約者数が1万以上^(※2)の事業者のその役務 	毎四半期末後 1ヶ月以内 ※初回報告は 5月末時点を6月末まで。
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 初期契約解除制度の対象契約の締結件数、解除件数 ➤ 確認措置の対象契約の締結件数、申出件数、解除件数 ※対象契約は新規契約を指す。 (電気通信事業報告規則第4条の6第2項) 		<ul style="list-style-type: none"> ➤ 初期契約解除対象の役務のうち、 ➤ 役務種類^(※1)ごとの契約者数が1万以上^(※2)の事業者のその役務 	毎四半期末後 2ヶ月以内 ※初回報告は 7～9月期を11月末まで。 ※申出件数の初回報告は10～12月期を2月末まで。
代理店 関係	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 代理店の名称、法人番号、連絡先(電話番号等)、階層番号、利用者に接する業務の有無 ➤ 不明な部分は「不明」と記入し、理由を記載 (電気通信事業報告規則第4条の6第3項) 			

※1 役務種類は、利用者保護規律の対象を定める指定告示上の種類と同一。基本として役務種類ごとに別葉で提出。

※2 契約者数の「1万以上」については、法人契約等の説明義務が適用されない契約を除外して計算。